

川崎市商工業従業員永年勤続者表彰基準

- 1 この基準は、川崎市表彰規程に基づき、市内商工業に永年にわたり尽瘁し功績顕著な従業員を表彰するための必要な事項を定める。
- 2 この基準で表彰する対象者は、原則として以下の業種の団体に所属する、中小企業基本法第2条に定める中小企業の従業員又は中小企業等協同組合法に定める協同組合若しくは対象業種に関連する団体の従業員とする。
- 3 市長は、その他特別に認める者を表彰することができるものとする。
- 4 この基準で表彰する対象業種及び勤続年数は次の表に掲げるとおりとする。

業 種	業 種	勤続年数
商 業	卸売業、小売業、飲食店（風俗営業を除く）	15年
サービス業	洗たく業、理容業、美容業、公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、自動車整備業、各種修理業	15年
情報通信業	通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	15年
建設業	総合工事業 職別工事業 （大工、とび・土工・コンクリート、鉄骨・鉄筋、石工・れんが・タイル・ブロック、左官、屋根板金、金物、塗装、畳、建具、造園 など） その他 職別工事に該当するもの 設備工事業 （電気工事業、管工事業）	20年
運輸業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、港湾運送業	20年
工業	製造業	20年

- 5 この基準で「従業員」とは、役員、家族従業員及び家族従事員を除いた常時業務に従事する者をいう。
- 6 表彰を受ける者は6月30日現在で2項に定める事項に該当し、雇用主が推薦した者とする。
- 7 勤続年数は、市内同一事業所の在勤年数とし、通算することができる。

8 表彰は表彰状を授与し、記念品を加授することができる。

9 この基準に定めのないことについては、そのつど定める。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月1日から施行する。